

欧洲連合（EU）と日本は、7月6日、EU・日本間の二者間貿易協定交渉のための「政治的合意」に達し、完全貿易条約に向けた大きな一步を踏み出した。

同時に、競争政策担当欧州委員マルグレーテ・ヴェステナー氏と公正取引委員会委員長杉本和行氏は、反競争的行為の調査に係る協力に関する、既存の協定を拡大するための交渉の準備を進めている。各国外相らは、次のステップを承認し、欧州委員会と日本政府が協議を開始することを決定した。2003年に締結された現行のEU・日本間の協定には、十分な情報共有の規定がないというのが一般的な見方である。情報共有が不十分であることが、効率的かつ簡素化された国際カルテルの調査協力への障壁となってきた。

現在の協力協定の下では、一方の調査当局が情報源から明示的な権利放棄を受けなければ、他の調査当局と情報共有できない。今回の交渉を通じて、欧州委員会は、調査対象の当事者から書面による同意を受けることなく、一定の秘密情報の交換を可能にすることを目指している。このように改良した協定は、「第二世代」の協力協定と呼ばれるものである。このレベルの協力は、既にEU域内で、欧州委員会とEU加盟国の各国競争当局の間では可能となっている。しかし、EU域外の競争当局との間で同様の協力が行われた事例は、唯一スイスのみである。EU・スイス間の協力協定と同じく、EU・日本間でも、一定の制限と秘密保持条項を盛り込んだ合意がなされることが見込まれる。

EU・日本間の貿易量は膨大であり、7月6日に発表された政治的協定は、日本とEUがそのような貿易を自由化し、その継続を促進するための条約を前進させることを示したものである。これを受けて、欧州委員会は、特に、民間カルテルその他の反競争的行為によって作り出され得る自由貿易への障壁を取り除くことを目的とした、独占禁止法違反の調査協力に関する協定締結の重要性を強調している。既存のEUカルテルその他の独占禁止法事案の約5分の1について、すでに欧州委員会と公正取引委員会との間で協力していると推定されている。

連絡先

Francesco Liberatore

Partner, London

T +44 207 655 1505

E francesco.liberatore@squirepb.com

Lucia Hartnett

Paralegal, London

T +44 20 765 5 1284

E lucia.hartnett@squirepb.com

Kanako Inokuchi

Partner, Tokyo

T +81 3 5774 1800

E kanako.inokuchi@squirepb.com

Kaori Minami

Legal Advisor, London

T +44 20 7655 1347

E kaori.minami@squirepb.com